●届出を対象とした募集（売出）金額

募集金額

ブックビルディング方式による募集　　79,475,000 円

売出金額

（引受人の買取引受による売出し）

ブックビルディング方式による売出し　　1,190,442,000 円

（オーバーアロットメントによる売出し）

ブックビルディング方式による売出し　　192,423,000 円

（注）　募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

●募集の方法

2 【募集の方法】

2026 年 12 月 10 日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第１　募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は 2026 年 12 月２日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第 246 条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	－	－	－
入札方式のうち入札によらない募集	－	－	－
ブックビルディング方式	50,000	79,475,000	－
計（総発行株式）	50,000	79,475,000	－

（注）１．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

２．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

３．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

４．本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。

５．有価証券届出書提出時における想定仮条件（1,790 円～1,950 円）の平均価格（1,870 円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は 93,500,000 円となります。

●募集の条件

---

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

（２）【ブックビルディング方式】

発行価格（円）	引受価額（円）	払込金額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位（株）	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 （注）１	未定 （注）１	未定 （注）２	－ （注）３	100	自　2026 年 12 月 11 日(金) 至　2026 年 12 月 16 日(水)	未定 （注）４	2026 年 12 月 17 日(木)

（注）１．発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定にあたり、2026 年 12 月２日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2026 年 12 月 10 日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付けにあたり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

２．払込金額は、会社法上の払込金額であり、2026 年 12 月２日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び 2026 年 12 月 10 日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３．本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。

４．申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。

５．株式受渡期日は、2026 年 12 月 18 日(金)（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7．申込みに先立ち、2026 年 12 月３日から 2026 年 12 月９日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売にあたりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、自社で定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8．引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

●株式の引受け

４【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数（株）	引受けの条件
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号	50,000	１．買取引受けによります。 ２．引受人は自己株式の処分に対する払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 ３．引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	－	50,000	－

（注）１．引受株式数は、2026 年 12 月２日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

２．上記引受人と発行価格決定日（2026 年 12 月 10 日）に元引受契約を締結する予定であります。

●売出要項

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
－	入札方式のうち入札による売出し	－	－	－
－	入札方式のうち入札によらない売出し	－	－	－
普通株式	ブックビルディング方式	102,900	192,423,000	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号 ＳＭＢＣ日興証券株式会社
計(総売出株式)	－	102,900	192,423,000	－

（注）１．オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、ＳＭＢＣ日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　２　オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

２．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

３．本募集における自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

４．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）５に記載した振替機関と同一であります。

５．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定仮条件（1,790 円～1,950 円）の平均価格（1,870 円）で算出した見込額であります。

●募集又は売出しに関する特別記載事項

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1　東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は前記「第１　募集要項」における新規発行株式及び前記「第２　売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、ＳＭＢＣ日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

2　オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、102,900 株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるＳＭＢＣ日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、貸株人より追加的に当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、2026 年 12 月 25 日を行使期限として付与される予定であります。

ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から 2026 年 12 月 25 日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、ＳＭＢＣ日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2026 年 12 月 10 日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からＳＭＢＣ日興証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与は行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3　ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人である J-GIA2 号投資事業有限責任組合（J-LPS）及び JGⅡ(Cayman),L.P.(C-LPS)は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社（以下「主幹事会社」という。）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して 180 日目の 2027 年６月 15 日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の 1.5 倍以上であって、主幹事会社を通して行う売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。

当社株主である服部恭之は、主幹事会社に対して、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却等（株式分割による新株式発行等、ストック・オプションに係る新株予約権の発行及び新株予約権の行使による当社普通株式の発行等を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

4　目論見書の電子交付

引受人及びＳＭＢＣ日興証券株式会社は、本募集及び引受人の買取引受による売出し並びにオーバーアロットメントによる売出しにおける目論見書の提供を、書面ではなく、全て電子交付により行います。目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされます（金融商品取引法第 27 条の 30 の９第１項、企業内容等の開示に関する内閣府令第 23 条の２第１項）。したがって、当該同意が得られない場合又は当該同意が撤回された場合（企業内容等の開示に関する内閣府令第 23 条の２第７項）は、目論見書の電子交付はできません。

本募集及び引受人の買取引受による売出し並びにオーバーアロットメントによる売出しにおいて、引受人及びＳＭＢＣ日興証券株式会社は、当該同意が得られ撤回されていない投資家に対してのみ目論見書の電子交付を行い、当社普通株式を販売いたします。

●主要な経営指標等の推移

回次		第 17 期	第 18 期	第 19 期	第 20 期	第 21 期
決算年月		2022 年 3 月	2023 年 3 月	2024 年 3 月	2025 年 3 月	2026 年 3 月
売上高	（千円）	804,796	929,951	1,069,007	1,069,324	1,397,143
経常利益	（千円）	39,378	81,485	82,086	56,819	279,608
当期純利益	（千円）	20,480	41,577	55,119	44,428	183,550
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	－	－	－	－	－
資本金	（千円）	190,450	190,450	190,450	100,000	100,000
発行済株式総数	（株）	5,012	5,012	7,518,000	1,687,500	1,687,500
純資産額	（千円）	207,961	94,601	149,720	194,149	377,700
総資産額	（千円）	566,296	711,299	829,487	788,194	1,077,280
１株当たり純資産額	（円）	41,492.65	89,246.88	94.16	122.11	237.55
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）
１株当たり当期純利益	（円）	4,086.19	24,187.26	34.67	27.94	115.44
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	－	－	－	－	－
自己資本比率	（%）	36.7	13.3	18.0	24.6	35.1
自己資本利益率	（%）	9.7	27.5	45.1	25.8	64.2
株価収益率	（倍）	－	－	－	－	－
配当性向	（%）	－	－	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	－	152,322	445,788
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	－	△154,420	△219,243
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	－	△24,000	△149,528
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	－	－	－	161,210	238,228
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	（人）	70 （－）	71 （－）	75 （－）	84 （－）	79 （－）

（注）１．当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）等を第 17 期の期首から適用しており、第 17 期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

３．持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

４．当社は、2024 年３月 18 日開催の取締役会決議に基づき、2024 年３月 26 日付で普通株式１株につき普通株式 1,500 株の割合で株式分割を行っております。第 19 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

５．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、第 17 期から第 18 期は潜在株式が存在しないため、また、第 19 期、第 20 期及び第 21 期は潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

６．株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

７．１株当たり配当額及び配当性向については、当社は配当を実施しておりませんので、記載しておりません。

８．営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高については、第 17 期、第 18 期及び第 19 期はキャッシュ・フロー計算書を作成していないため記載しておりません。

９．第 20 期及び第 21 期の投資活動によるキャッシュ・フローについては、ソフトウエア開発等の先行投資による支出に伴い、マイナスとなっております。また、第 20 期及び第 21 期の財務活動によるキャッシュ・フローについては、借入金の返済による支出に伴い、マイナスとなっております。

10．従業員数は就業人員（休職者を除く。）であります。なお、従業員には、フルタイム勤務の契約社員等を含めております。また、臨時雇用者数については、その総数が従業員数の 100 分の 10 未満であるため記載を省略しております。

11．第 20 期及び第 21 期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）に基づき作成しており、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。なお、第 17 期、第 18 期及び第 19 期の数値については、「会社計算規則」（平成 18 年法務省令第 13 号）の規定に基づき算出した各数値を記載しておりますが、当該各数値については、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

12．当社は、2024 年３月 26 日付で普通株式１株につき普通株式 1,500 株の割合で株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現　日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（平成 24 年８月 21 日付東証上審第 133 号）に基づき、第 17 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第 17 期、第 18 期及び第 19 期の数値（１株当たり配当額については全ての数値）については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次		第 17 期	第 18 期	第 19 期	第 20 期	第 21 期
決算年月		2022 年 3 月	2023 年 3 月	2024 年 3 月	2025 年 3 月	2026 年 3 月
1 株当たり純資産額	（円）	27.66	59.50	94.16	122.11	237.55
1 株当たり当期純利益	（円）	2.72	16.12	34.67	27.94	115.44
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	（円）	－	－	－	－	－
1 株当たり配当額 （うち 1 株当たり中間配当額）	（円）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）

●関係会社の状況

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
（親会社） 株式会社 WOW WORLD GROUP	東京都品川区	100,000	グループの経営戦略策定、子会社等の経営管理及びそれに付帯する業務	被所有 62.92	役員の兼任等

（注）1．2026 年 7 月 3 日付で、株式会社 WOW WORLD GROUP が保有する当社株式の全てが、J-GIA2 号投資事業有限責任組合（J-LPS）、JGⅡ(Cayman),L.P.（C-LPS）及び美濃和男氏に譲渡されたことにより、株式会社 WOW WORLD GROUP は、同日付で当社の親会社に該当しないこととなりました。

2．上記の譲渡により、J-GIA2 号投資事業有限責任組合（J-LPS）は当社の議決権の 55.82%を所有し、同組合と同一の運営者が運営する JGⅡ(Cayman),L.P.（C-LPS）と合わせると 62.30%となりますが、両ファンドは、企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」第 16 項（4）の規定により、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）に基づく当社の親会社には該当いたしません。

●従業員の状況

（２）【従業員の状況】

① 提出会社の状況

2026 年 10 月 31 日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）	平均年間給与の対前事業年度増減率（%）
76 （－）	41.8	5.7	6,858	3.5

（注）１．従業員数は就業人員（休職者を除く。）であります。なお、従業員には、フルタイム勤務の契約社員等を含めております。また、臨時雇用者数については、その総数が従業員数の 100 分の 10 未満であるため記載を省略しております。

２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

３．当社は、プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

③ 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

最近事業年度	
男性の育児休業取得率	100.0%

（注）１．「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第 76 号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成３年労働省令第 25 号）第 71 条の６第１号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

２．管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合及び労働者の男女の賃金の額の差異については、当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第 76 号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

●所有者別状況

（４）【所有者別状況】

2026 年 10 月 31 日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数 100 株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	1	1	－	3	5	－
所有株式数（単元）	－	－	－	8,874	1,029	－	6,970	16,873	200
所有株式数の割合（%）	－	－	－	52.59	6.10	－	41.31	100	－

（注）自己株式 97,500 株は、「個人その他」に 975 単元含めて記載しております。

●株主の状況

第３【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
J-GIA2 号投資事業有限責任組合（J-LPS）（注）２	東京都港区虎ノ門一丁目３番１号	887,494	50.99
服部　恭之（注）２，３	東京都世田谷区	589,500	33.87
JGⅡ(Cayman),L.P.（C-LPS）（注）２	190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	102,999	5.92
－（注）５	－	47,700 (47,700)	2.74 (2.74)
久保田　朱美（注）４	－	29,500 (29,500)	1.69 (1.69)
－（注）５	－	29,500 (29,500)	1.69 (1.69)
美濃　和男（注）２	東京都目黒区	10,007	0.57
－（注）５	－	6,900 (6,900)	0.40 (0.40)
－（注）５	－	6,900 (6,900)	0.40 (0.40)
－（注）５	－	3,000 (3,000)	0.17 (0.17)
－（注）５	－	3,000 (3,000)	0.17 (0.17)
－（注）５	－	3,000 (3,000)	0.17 (0.17)
－（注）５	－	3,000 (3,000)	0.17 (0.17)
－（注）５	－	3,000 (3,000)	0.17 (0.17)
－（注）５	－	3,000	0.17

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
		(3,000)	(0.17)
		1,800	0.10
－（注）5	－	(1,800)	(0.10)
		1,800	0.10
－（注）5	－	(1,800)	(0.10)
		1,800	0.10
－（注）5	－	(1,800)	(0.10)
		1,800	0.10
－（注）5	－	(1,800)	(0.10)
		1,800	0.10
－（注）5	－	(1,800)	(0.10)
		1,740,500	100.00
計	－	(150,500)	(8.65)

（注）1．自己株式として、97,500 株を所有しております。

2．特別利害関係者等（大株主上位 10 名）

3．特別利害関係者等（当社の代表取締役）

4．特別利害関係者等（当社の取締役）

5．当社の従業員

6．(　)内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

7．株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。